

北海道開發廳をめぐつて

山本

孝

本年五月國民經濟の復興及び人口問題の解決に參與せしむべく北海道の土地、水面、山林、鑛物、電力その他の資源の國家の手に依る総合的な開發が法律化され、引續いて北海道開發廳が總課府の外局として設置され六月一日より發足してゐるのであるが、その具體的運営については各省、開發廳及び道當局との間に當初判然とした決定がなされてゐなかつたため、差當つての二十六年年度豫算の編成要求等に關係機關に於ては如何なる方針で進めてよいか見當が着かず焦慮し、この事の一日も早い解決と目標の鮮明化と合理的な運用方針の樹立される事を期待してゐたのであるが、最近遂次之が解決の方向に進んで來たので、中央に於ける之が動向、開發廳と各省との問題の焦點、又水産孵化場の鯉鱒増殖事業が農林省と開發廳の間で如何に取上げられてゐるかを記して大方の御參考に供したいと思ふ。

1. 進行狀況

六月一日定員僅か三十七名で發足した開發廳は約一

ヶ月近くかゝつて内部の陣容を整え、七月初めより具體的に事務を進めたが、丁度來年度豫算の編成時期にあつた爲豫算事務及び開發廳、各省間に於ける事務の相互協定の兩者が一度にふりかゝり非常な多忙に見舞われ取敢えず豫算を一應編成し最近各省との連絡に入つた處で、八月上旬までには總てを決定する意向のようであるが、現在の處は次官會議を一回と農林省關係では去る七月十三日關係部局主任官との連絡會議をもつただけで、具體的決定は判然となされてゐない。

2. 問題となるのは大體次の四點である。

(1)所謂北海道開發行政と國家の一般産業行政の線を

どこで引くか。

回開發廳と各省間の事務の具體的連携は如何なる形でなされるべきか。

(ハ)豫算計畫及び事業計畫はどこで立案しどこで實施するか。

(ニ)現在開發事業に従事してゐると見られる北海道にある國家公務員は如何なる所屬になるか。

3. 問題の焦點と方向

(イ)については

現在各省で豫算を投入實施してゐる北海道の事業のどれが開發廳に吸収され、何れが各省のものとして繼續して行くかとの問題で、大藏省は「現在の公共事業費關係を中心とし、他の豫算は各省との話合で個々に決定して行くべきである。」との見解を表して居るのであるが、各省では直接北海道の開發に關係ある事業のみを開發廳に移すべく考え、之に對し開發廳は直接、間接を問はず凡そ開發に關係のあるものを全部包含しようとしてをり、この問題については事業の性質、効果その他より判然と一線を劃す事が出来ないで、大體大藏省案にもとづいて公共事業を中心し他は各省との話合によつて決定する事になる模様である。

鮭鱒孵化事業については、開發廳では「資源の保全」

と言ふ點より之を開發事業の一環に入れる様に計畫して居り、之に對して水産廳では「開發の一環とはみるが鮭鱒孵化事業は内地孵化場と相俟つて恒久的に國が之を施行して行くべきものであつて、將來この事業に關して何らかの法制的措置をとらうとする農林省では、直轄事業として運営せんと意向を有してゐるが、現在開發廳が之を必要とするならば將來法制化された曉においては農林省に移管すると言ふ條件付で開發廳への引繼をしてもよい」と言ふ態度であつて、開發廳もこの點を了解して現在の狀況は大體開發事業に入れる様豫算その他を進めてゐる。

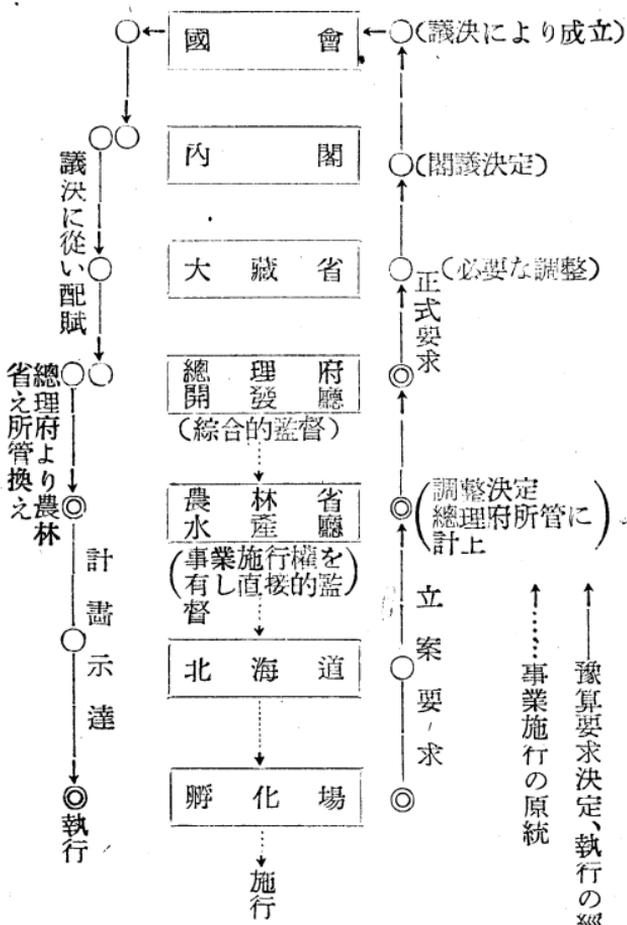
(ロ)については

形式的には開發法第七條に依り開發廳に置かれる參與制(大體各省の事務次官)に依つて解決せられるのであるが、實際問題として細部の連絡及び決定等を如何にするかは各省、開發廳共に焦慮してゐる處で結論的には現在の處「關係職員間の充分なる協調連絡による」と言ふ甚だ抽象的な線のみより出でるない。

(ハ)については

去る二月十日の閣議に於いて「北海道開發法の制定に伴ひ、北海道開發計畫に伴ふ開發事業費については昭和二十六年以降總理府所管に計上し、使用に

際しては關係省に移し使用し得るものとする。との方針が決定され、次官會議等に於いても、豫算計上の責任は開發廳、事業實施權は各省にある様に進んでゐるのであるが各省の一部に於いては、開發廳のこの様な運営について「安本の如き屋上屋の弊に陥る憂ひがあるからむしろ現在北海道に投入せられてゐる國の豫算のうち公共事業等の純然たる開發費のみを開發廳が受け持ち、實施をも擔當する方が



立案) ↓ (調整) ↓ (實施) と一貫性があつて非常に推し易いのではないかと批判を出てゐる。水産孵化場費も前述の方針によつて二十六年度は上圖の如き形態によつて事務的接衝を行ひつゝある。

因に二十六年度當場開發廳に提出せる概算要求額は
 産業經濟費 一四七、〇三四、三〇〇圓
 公共事業費 二一、五五六、九三五圓である。

(二) については 職員の身分關係については開發廳に於いては次の様な見解を有してゐる。

即ち「開發廳には實施權がないので總理府の定員にする事も出來ず、本質的には實施權限のある各省の定員になるのが至當であらうが、現状では定員化が事實上出來ないので地方自治體に置かれる官吏として現在の儘で行く事になるであらう。」と(二五・七・二五)

(地方技官
 水産廳派遣連絡員)